【口积と合性】

【山性と云物】	
8月8日(水)9:00~16:00	 仙北市役所西木庁舎 1F 第 1 会議室
8月9日(木)9:00~19:00	
8月10日(金)9:00~16:00	
8月16日(木)10:00~19:00	角館交流センター 第1研修室
8月17日(金) 10:00~19:00	
8月20日(月)9:00~16:00	角館交流センター 第2研修室
8月21日(火)9:00~16:00	仙北市役所神代出張所
8月22日(水) 10:00~19:00	田沢湖総合開発センター
8月24日(金)9:00~16:00	(田沢湖庁舎隣り) 1F 大集会室

※詳細は、郵送済みの通知をご覧ください。

提出してください児童扶養手当現況届を

況届を提出する必要があります。 を受給できなくなりますのでご注意くだ 支給要件の確認のために毎年8月中に現 提出がない場合は、 児童扶養手当の受給資格がある方は、 8月分以降の手当

提出してください一特別児童扶養手当

間中に所得状況届を提出する必要がありは、支給要件の確認のために下記受付期特別児童扶養手当の受給資格がある方

受給できなくなりますのでご注意くださ

8月11日~9月10日受付期間/

提出がない場合は8月分以降の手当を

※詳細は、郵送済みの通知をご覧くださ

●問い合わせ先

子育て推進課 家庭援護係 **3-2280**

提出はお済みですか?児童手当現況届の

の手当を受けることができません。お忘 れの方は速やかに提出してください ※現況届の提出がなければ、 ●対象/児童手当を受給している方 6月分以降

平成24年8月から、 配偶者からの暴力(DV)被害者に対する 児童扶養手当の支給要件が一部改正されます

平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴 力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。 児童扶養手当を受給するためには、市へ申請が必要です。支給対象 となる方は、お早めに手続きをしてください。

※8月1日に支給対象となった方は、8月中に申請すれば、8月分か



支給要件は?

◆子ども2人以上の加算額

全部支給 4万1430円 |部支給 4万1420円~

9780円

2人目 5000円

3人目以降

1人につき3000円

②父または母が死亡した子ども ■父母が婚姻を解消した子ども 等している場合に支給されます もについて、母、 父または養育者が監護

子ども 婚姻によらないで生まれた子ども

件に該当するかについては、 ※この他の支給要件もあります。支給要 明らかでない子ども 棄児などで父母がいるかいないかが 市にご相談

ら受給できます。

次の1~9のいずれかに該当する子ど

4 父または母が生死不明の子ども ある子ども

◆手当は申請の翌月分から支給開始とな

ります。

ただし、<mark>8月1</mark>

となった方が8月中に申請をした場

8月分の手当から支給

ること

|⑥の支給要件に該当す

申請が必要です。

児童扶養手当を受給するためには、

市

3 父または母が一定程度の障害の状態に

新たに受給するためには?今回の改正により

5 父または母が1年以上遺棄している子

ども

6 父または母が裁判所からのDV保護命 父または母が1年以上拘禁されている

▼手当の支払いは、 る方は、 払われます。このため、8月分の手当 3期に、それぞれの前月までの分が支 のうえ、手続きをしてください 12月に支払われます。 お早めに市にお問い合わせ 4月、8月、 12 月 の

児童扶養手当とは?

手当です 進を図ることを目的として、支給される 自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増 家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と を同じくしていない子どもが育成される 父母の離婚などで、 父または母と生計

手当額

資格者の所得等により決められます。 ※ 個々の手当額については、 受給資格者(ひとり親家庭の母や父な が監護・養育する子どもの数や受給 市にお問

◆子ども1人の場合(平成24年4月~) い合わせください

(月 額) とは?